



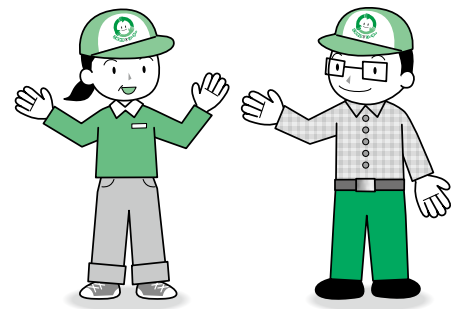
大阪市廃棄物減量等 推進員制度

1 大阪市廃棄物減量等推進員(愛称:ごみゼロリーダー)とは

ごみの減量と3R(Reduce [リデュース]:発生抑制・Reuse [リユース]:再使用・Recycle [リサイクル]:再生利用)を推進するためには、市民の皆さんの自主的な取組を促進することが必要です。そのためには、地域活動協議会、地域振興会などの住民組織のご理解とご協力のもと、地域ぐるみで取り組んでいただくことが不可欠です。このため、廃棄物減量等推進員の皆さんは、大阪市長から委嘱を受け、ごみの減量と3Rを推進する地域のボランティアリーダーとして、また、大阪市と地域の住民とのパイプ役として、活動していただくことになります。

廃棄物減量等推進員としての活動を行う際は、推進員であることを証明する「大阪市廃棄物減量等推進員証」を携帯し、必要に応じて帽子を着用してください。

なお、廃棄物減量等推進員の皆さんの任期は、2年間ですが、再任を妨げないこととしておりますので、できるかぎり長期間の活動をお願いします。



ロゴマークの趣旨

ごみゼロリーダーを中心に、それを取り巻く3本の手が一体となって、発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の3Rに取り組んでごみ減量・リサイクルの環を構築する姿と循環型社会の形成に向けた3Rという基本原則を表す。

2 法律に規定された廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、法律に次のとおり規定されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)

(廃棄物減量等推進員)

第5条の8

- ①市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。
- ②廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。